

「指定居宅介護支援事業所 咲の里」重要事項説明書

当事業所はご利用者様に対して指定居宅介護支援サービスを提供するにあたり、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

居宅介護支援とは、ご利用者様が居宅での介護サービスやその他の保険医療サービス、福祉サービスを適切に利用することができるよう、次のサービスを実施します。

- ① 公正中立を旨とし、ご利用者様の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、ご利用者様の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう配慮して事業を実施します。
- ② ご利用者様はサービス事業者の選定にあたり、複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ③ ご利用者様は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を介護支援専門員に求めることができます。
- ④ ご利用者様の心身の状況やご利用者様とご家族様等の希望をお伺いして「居宅サービス計画（ケアプラン）」を作成します。
- ⑤ ご利用者様の居宅サービス計画に基づくサービス等の提供が確保されるよう、ご利用者様およびご家族様等、指定居宅サービス事業者等との連絡調整を継続的に行い、居宅サービス計画の実施状況を把握します。
- ⑥ 必要に応じて、事業者とご利用者様双方の合意に基づき、居宅サービス計画を変更します。

1. 事業者の概要

事業者名称	医療法人 はらだクリニック
所在地	青森県三戸郡南部町大字苫米地字白山堂13番地2
代表者名	原田 英也
電話番号	0178-60-1661
FAX番号	0178-84-3839

2. 事業所の概要

事業所名称	指定居宅介護支援事業所 咲の里
指定事業所番号	0272701939
所在地	青森県三戸郡南部町大字苫米地字白山堂13番地2
電話番号	0178-84-4111 <u>080-2844-0184（24時間連絡可）</u>
FAX番号	0178-84-4130
サービス提供地域	南部町 八戸市 三戸町 田子町

3. 本事業所の従業者体制

	常勤	非常勤	合計	業務内容
管理者	1 名	0 名	1 名	サービス管理全般及び ケアプランの作成
介護支援専門員	1 (1) 名	0 名	1 (1) 名	

() は兼務 ※職員配置については指定基準を遵守しています。

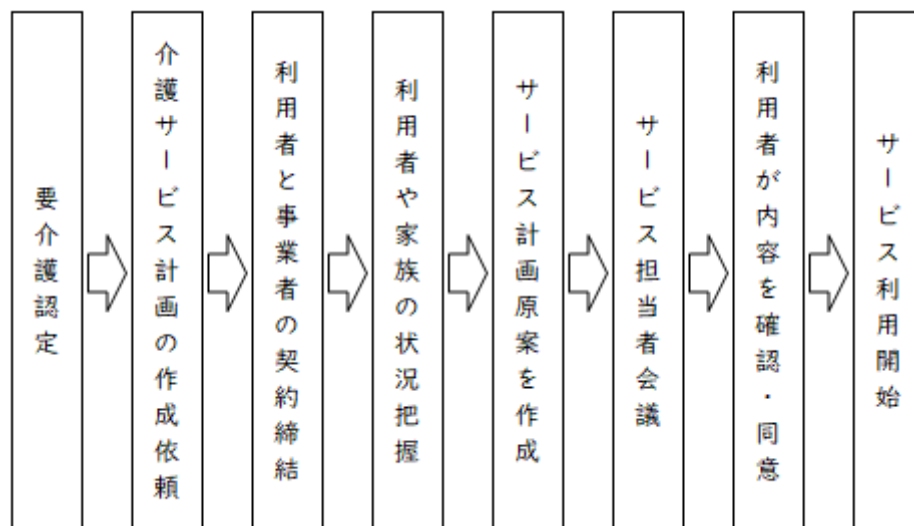
4. 営業時間と休業日

営業日・営業時間	月～金曜日	午前8時30分から午後5時30分
休業日	土・日・祝日	夏季休業・年末年始を除く 休業日は緊急連絡先による対応 ※ 緊急連絡先：080-2844-0184

5. 利用申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

(1) 居宅サービス計画の作成

ご利用者様のご家庭を訪問して、ご利用者の心身の状況、おかれている環境等を把握した上で居宅サービス及びその他に必要な保健医療サービス、福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、居宅サービス計画を作成します。



6. 利用料金

(1) 居宅介護支援利用料

当事業所が提供するサービスについて、通常の料金、利用料金は介護保険から給付されますので、ご利用者様の利用料金負担はありません。

但し、ご利用様の保険料の滞納などにより、法定代理受領ができなくなった場合は、いったん下記料金を頂くことになります。その場合は、当方が発行したサービス提供証明書及び領収書を市町村窓口に提出しますと、保険給付相当分の払い戻しを受けることができます。

1. 居宅介護支援利用料は要介護度に応じ介護サービスの提供開始以降1ヶ月あたり以下の金額になります。

居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護 Ⅰ・Ⅱ	10,860 円／月
居宅介護支援費（Ⅰ）	要介護 Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ	14,110 円／月

2. 以下の場合は加算料金をいただきます。

	加 算	加算額	内容・回数等
要介護度による区分なし	初回加算	3,000円 / 月	新規に居宅サービス計画を算定した場合及び要介護状態区分が2段階以上変更された場合にサービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算Ⅰ	2,500円 / 月	入院した日のうちに病院又は診療所の職員に対し、必要な情報を提供した場合
	入院時情報連携加算Ⅱ	2,000円 / 月	入院した日の翌日又は翌々日に病院又は診療所の職員に対し、必要な情報の提供を場合
	退院・退所加算(Ⅰ)イ	4,500円 / 月	入院・入所等の期間中に医療機関や介護保険施設等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を受け、居宅サービス計画の調整や計画を作成した場合 (Ⅰ)イ 連携1回 (Ⅰ)ロ 連携1回(カンファレンス参加) (Ⅱ)イ 連携2回以上 (Ⅱ)ロ 連携2回(内1回以上カンファレンス参加) (Ⅲ) 連携3回以上(内1回以上カンファレンス参加)
	退院・退所加算(Ⅰ)ロ	6,000円 / 月	
	退院・退所加算(Ⅱ)イ	6,000円 / 月	
	退院・退所加算(Ⅱ)ロ	7,500円 / 月	
	退院・退所加算(Ⅲ)	9,000円 / 月	
	緊急時等 居宅カンファレンス加算	2,000円 / 月	病院又は診療所の求めにより、医師や看護師とともに居宅を訪問し、カンファレンスを行いサービス等の利用調整をした場合
	通院時情報連携加算	500円 / 月	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、利用者の心身の状況や生活状況等の必要な情報提供を行うとともに、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合
	ターミナルケアマネジメント加算	4,000円 / 月	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握した上で、死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て、居宅を訪問し、心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置づけた居宅サービス事業者を提供した場合

- ① ただし、法定代理受領により当社の居宅介護支援及び加算料金に対し介護保険給付が支払われる場合、ご利用者様のご負担はございません。
- ② 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付が直接事業者に支払われない場合があります。その場合はいったん上記の金額の料金をいただき、サービス提供証明書を発行致します。サービス提供証明書を後日、市町村（保険者）の窓口に出しますと、差額の払戻しを受けることができます。

7. 交通費

前記2のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。

通常の事業の実施地域を超えて行う居宅介護支援を提供する際は、通常の事業の実施地域を超える地点からその交通費の実費を徴収します。

- ① 事業の実施地域を超えた地点から、片道5km未満 400円
- ② 事業の実施地域を超えた地点から、片道5kmから10km未満 800円
- ③ 事業の実施地域を超えた地点から、片道10km以上、5kmまで毎に400円加算

8. 支払い方法

料金が発生する場合、1ヶ月ごとに計算し、ご請求をいたしますので、翌月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行致します。お支払い方法は、ご契約の際に決めさせていただきます。

9. サービス利用方法

(1) サービス利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。事業所職員がお伺いいたします。契約を締結した後、サービス提供を開始します。

(2) サービスの終了

①ご利用者様の都合でサービスを終了する場合

いつでも解約できます。

②当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足ややむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了 30 日前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業所をご紹介します。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ご利用者様が介護保険施設に入所した場合・・・入所した日の翌日
- ・介護保険給付でサービスを受けていたご利用者様の要介護認定区分が自立と認定された場合・・・認定された日
- この場合、その後についてご相談に応じます。
- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合・・・死亡日の翌日

④ その他

ご利用者様やご家族様などが、当事業所や当事業所の介護支援専門員等に対して本契約の継続をしがたいほどの不信行為等を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただきます場合がございます。

10. 事故発生時の対応

介護支援専門員は、ご利用者様に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者のご家族様らと連絡を行うとともに、必要な措置を講じて速やかに管理者に報告しなければならない。

11. 個人情報の保護

(1) 事業者は、ご利用者様及びそのご家族様等の個人情報については、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとする。

(2) 事業所が得たご利用者様及びご家族様等の個人情報については、事業所での介護サービス提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供についてはご利用者様及びそのご家族様又は代理人の了解を得るものとする。

12. サービス内容に関する苦情

当事業所の利用相談・苦情担当

居宅介護支援に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までお申し出ください。

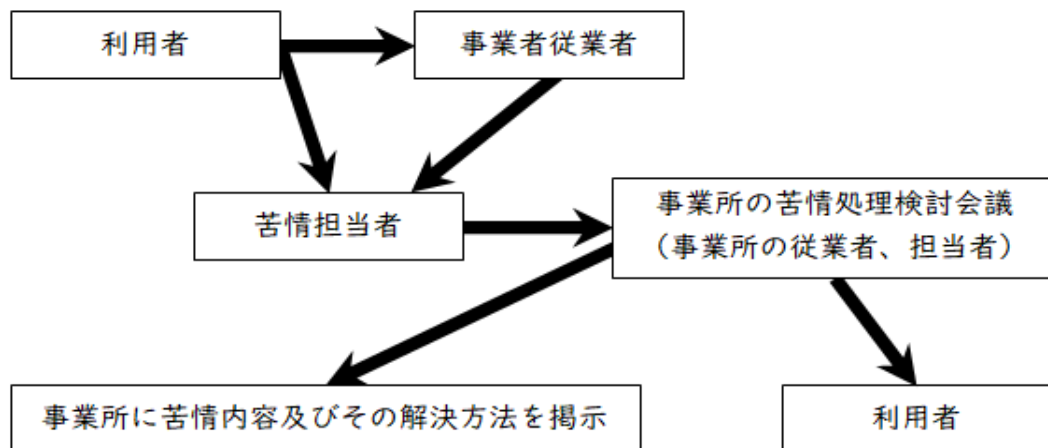
(1) 当事業所利用者様相談・苦情窓口

担当者：管理者 向山 由晃

連絡先：0178-84-4111（携帯）080-2844-0184

(2) 苦情処理体制

苦情処理フロー



- ① 当事業所の提供したサービスに対し相談、苦情がある場合はどんな些細なことでも構いませんので上記窓口までお申し出ください。
- ② 調査及び対策の結果についてはご利用者様またはそのご家族様にご報告、ご説明いたします。
- ③ 相談、苦情の内容が、ご利用者様やご家族様等の誤解と思われる場合、理解が得られるようご説明いたします。
- ④ 当事業所以外にもお住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談、苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

【苦情相談窓口】

青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）		017-723-1336
南部町健康センター	福祉介護課 介護保険班	0178-60-7101
八戸市役所	介護保険課	0178-43-2111
三戸町役場	健康推進課	0179-20-1153
田子町役場	健康増進課	0179-20-7000

(付属別紙Ⅰ)

要介護認定前に居宅介護支援の提供が行われる場合の 特例事項に関する重要事項説明書

ご利用者様が要介護認定申請後、認定結果がでるまでの間、ご利用者様自身の依頼に基づいて、介護保険による適切な介護サービスの提供を受けるために、暫定的な居宅サービス計画の作成によりサービス提供を行う際の説明を行います。

1. 提供する居宅介護支援について

- ・ ご利用者様が要介護認定までに、居宅介護サービスの提供を希望される場合には、この契約の締結後迅速に居宅サービス計画を作成し、利用者にとって必要な居宅サービス提供のための支援を行います。
- ・ 居宅サービス計画の作成にあたっては、計画の内容がご利用者様の認定申請の結果を上回る過剰な居宅サービスを位置づけることのないよう、配慮しながら計画の作成に努めます。
- ・ 作成した居宅サービス計画については、認定後にご利用者様等の意向を踏まえ、適切な見直しを行います。

2. 要介護認定後の契約の継続について

- ・ 要介護認定後、ご利用者様に対してこの契約の継続について意思確認を行います。このとき、ご利用者様から当事業所に対してこの契約を解約する旨の申し入れがあった場合には、契約は終了し、解約料はいただきません。
- ・ また、ご利用者様から解約の申し入れがない場合には、契約は継続しますが、この付属別紙に定める内容については終了することとなります。

3. 要介護認定の結果、自立（非該当）または要支援となった場合の利用料について

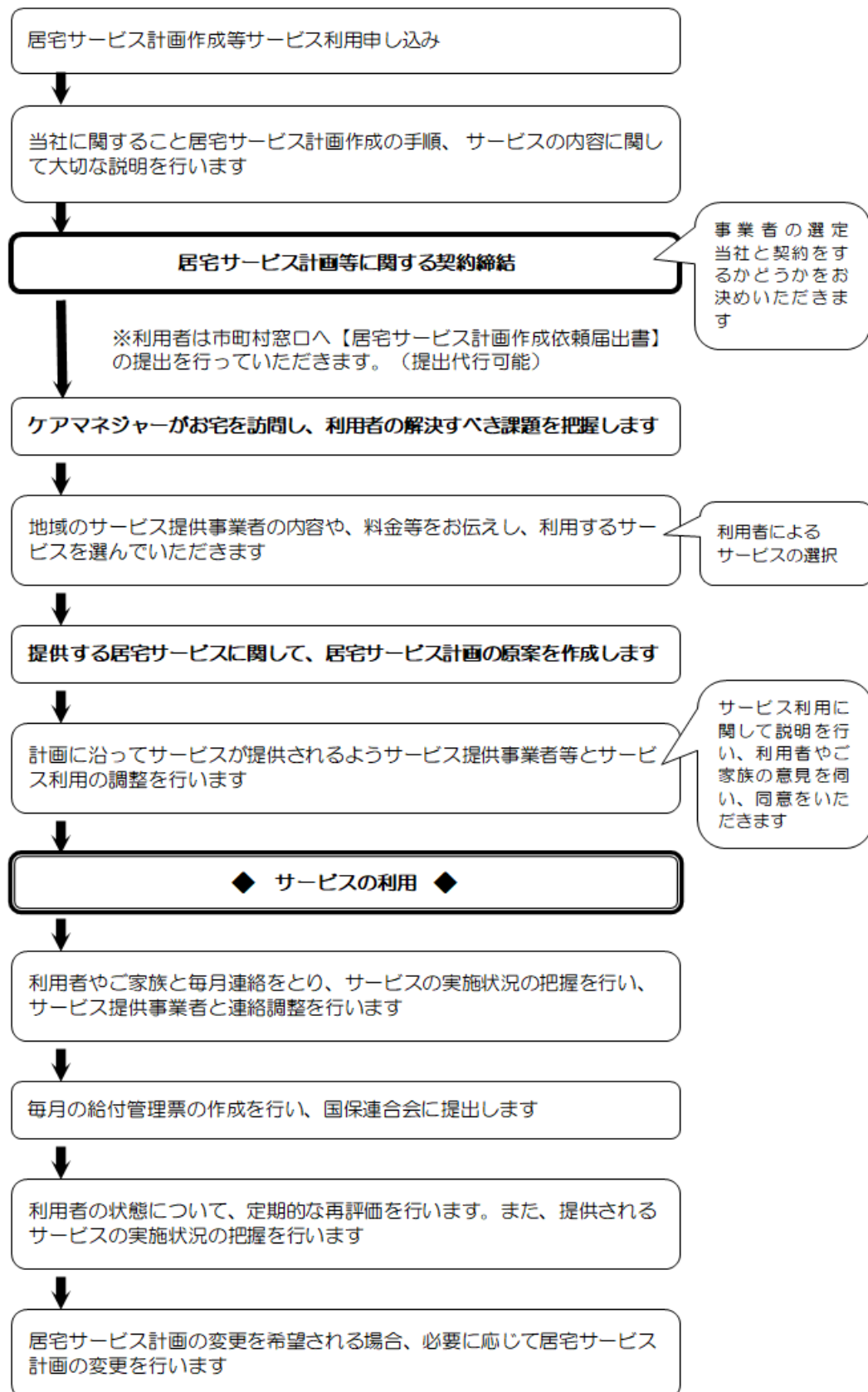
要介護認定等の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合は、利用料をいただきません。

4. 注意事項

要介護認定の結果が不明なため、利用者は以下の点にご注意いただく必要があります。

- ① 要介護認定の結果、自立（非該当）又は要支援となった場合には、認定前に提供された居宅介護サービスに関する利用料金は、原則的に利用者にご負担いただくことになります。
- ② 要介護認定の結果、認定前に提供されたサービスの内容が、認定後の区分支給限度額を上回った場合には、保険給付とならないサービスが生じる可能性があります。この場合、保険給付されないサービスにかかる費用の全額を利用者においてご負担いただくことになります。

サービス提供の標準的な流れ



(付属別紙 3)

居宅介護支援 サービス利用割合等 説明書

- ① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護	22.7 %
通所介護	67.0 %
地域密着型通所介護	0 %
福祉用具貸与	54.6 %

- ② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーステーション 福の里 64.2 %	ふくちヘルパー サービスセンター 16.6 %	三戸町 社会福祉協議会 14.2 %
通所介護	あいたす デイサービスセンター 53.2 %	デイサービスセンター スマイル 19.3 %	南部町 社会福祉協議会 17.7 %
地域密着型通所介護	0 %	0 %	0 %
福祉用具貸与	株式会社 かんきょう 56.4 %	パナソニックエイジフリー ショップ 青森 14.8 %	奥羽特装販売株式会社 アメニティ・ライフ 10.9 %

- ③ 判定期間 (令和6年度)

■ 前期 (3月1日から8月末日)

□ 後期 (9月1日から2月末日)

本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

居宅介護支援の提供開始に際し、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明し、その内容について説明しました。

令和 年 月 日

事業者 医療法人 はらだクリニック

所在地 〒039-0802 青森県三戸郡南部町大字苫米地字白山堂 13 番地 2

事業所 居宅介護支援事業所 咲の里

(管理者) 氏名 向 山 由 晃

(説明者) 氏名 向 山 由 晃

私は、重要事項説明書に基づいて、文書の交付に加え口頭により、居宅介護支援のサービス内容に係る重要事項の説明を受け、その内容及び以下の項目について同意の上、本書類を受領しました。

●居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業者について、複数の事業所の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けられた事業所の紹介を受けた場合は、その理由を求めることが可能であることについて説明を受けました。

●利用中の訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、訪問の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況等について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行うことについて了解しました。

●もし私が入院した場合、担当介護支援専門員の氏名と事業所の連絡先を、入院先医療機関に報告します。

令和 年 月 日

利用者 (住所) _____

(氏名) _____ 印

ご家族（又は代理人）

(住所) _____

(氏名) _____ 印